

一声かけて人助け！ワンチームカードで「強く大きな民商」を！

名古屋北部民商ニュース

2020年4月6日（月）発行

No.372

名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地

TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114

E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

春の運動で13人が入会 2年ぶりに前年3月末比で会員増勢に

民商への入会は
紹介が決め手

春の運動では、13人の新しい会員を迎えました。

これで昨年4月以降、1年間の入会者は43人。昨年の入会数26人を大幅に上回り、3月末を増勢で迎えることができました。

要求は、申告18、労働保険13、経営11、開業11。紹介による入会が7人と半数以上を占めています。

入会の際には「独立開業するにあたって、『民商なら何でも相談に乗ってくれるよ』と聞きました」「昔、別の仕事をしていたときに、民商の会員だった。自営での仕事を再び始めて、やはり民商でお世話になろうと思った」などと語ってくれています。

コロナ危機に負けず
生き延びよう
今、新型コロナウイルスが



中小企業法務プラス！ワンポイント

～ 新型コロナウイルス ～

この原稿が載るころには収束していることを祈るばかりですが、いま話題は新型コロナウイルス一色です。2020年3月2日から、全国のほとんどの小中高等学校が、国の要請にこたえて休校措置をとることになりました。行政は、これに伴う働く親の就業・休業に伴うリスクへの対応等に追われています。

さて、この休校要請を法律的にみると、とてもグレーなものです。感染症対策は、感染症法で対応するのが原則で、これで対応できない事態のための特別法として「新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」）」が制定されています。

全国的な蔓延のおそれがある新型の感染症がでれば、感染症法で「新感染症」に指定したうえで、特措法の適用対象とします（特措法2条1号）。

特措法によれば、大規模な自粛要請をするには、政府が「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」（特措法32条）をしたうえで、都道府県知事が外出制限や休校を要請することになっています。

ところが、新型コロナウイルスは、上記の「新感染症」となっていないため、現時点では、特措法に定められた各種の権限や自治体の行動計画に沿った対応ができず、安倍首相からの要請での一斉休校という超法規的な事態となりました。

特措法の適用対象となれば、このような超法規的な方法をとらなくてもよいはずなのに、それを検討せずに、事実上権力を行使したとすれば、健全な法治国家と言えません。何か理由があったのでしょうか、国民にはその説明がありません。現在、特別法の準備をしているようですが、同じ内容の法律なら特措法をもっと早くに適用すべきであったと思います。

2020年4月

弁護士 山内 益恵（名古屋北法律事務所）

猛威をふるう中で、ほとんどの中小業者が深刻な危機に直面しています。
「借りても返せない」と心配する声も聞かれますが、廃業を考える前に、緊急融資や雇用調整助成金の活用、事情によつては、福祉貸付金や生活保護も視野に入れて生き延びることが大切ではないでしょうか。
引き続き「困ったことは民商へ」と、紹介を広げましょう。

一時的な資金の緊急貸付制度

休業された人向け 緊急小口資金	
緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額費用の貸付	
■対象者	■据置期間
新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯。	1年以内
■貸付回数、上限額	■償還（返済）期限
1回のみ、10万円以内	2年以内
※学校等の休業で子世帯が必要になった場合や個人事業主の場合などは20万円以内	■貸付利子・保証人
【申請時に用意するもの】	無利息・不要
①住民票、②本人確認ができる身分証、③通帳またはキャッシュカード、④新型コロナウイルス感染症が原因による収入減が分かる書類（給与明細等）、⑤印鑑、⑥印鑑登録証明書	■送金日
※お住いの区の社会福祉協議会に、事前に電話でご相談ください。	手続き完了後、金融機関の6営業日

毎月15日までに集金して、班、支部の役員に届けて下さい。
会費の集金は15日80%、月末100%になるようにご協力を！！

名古屋北部民商の
ホームページはコチラ

